

障害・高齢者・介護関係施設等 管理者 様

浜松市長 鈴木 康友

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の報告について（依頼）

日ごろ、本市の健康福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴施設等において、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の報告について、本市では下記のと通りの取扱いとしますので、御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2 新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合について

施設等は協力医療機関や保健所へ相談し、保健所等から指示を受けた場合には、速やかに所管課へ電話で報告してください。

(1) 医療機関等で新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が陰性だった場合

・連絡先・連絡対応日時

平日（土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。） 8時30分～17時15分

施設等	所管課	電話番号
障害福祉サービス事業所	障害保健福祉課 指導・相談グループ	457-2860
高齢者福祉施設 （養護・軽費・有料老人ホーム）	高齢者福祉課 施設福祉グループ	457-2886
介護保険サービス事業所	介護保険課 指導第1・2グループ	457-2875

（次頁へ続く）

(2) 医療機関等で新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が陽性だった場合
その他に緊急に市へ報告する必要がある場合

ア 連絡先・連絡対応日時

連絡対応日時	連絡先	電話番号
平日 8時30分～17時15分	各所管課 (1)の所管課を参照)	各所管課の電話番号 (1)の電話番号を参照)
平日 0時～8時30分及び17時15分～24時 ----- 土・日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3) 終日	浜松市役所 大代表	457-2111

イ 連絡について

平日夜間・閉庁日の電話（浜松市役所 大代表）は、守衛室職員が応答します。その際、「新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握したため、〇〇課（所管課）の担当者から電話が欲しい。」旨と、施設等の名称・担当者名・電話番号を御連絡ください。

守衛室から担当者へ連絡した後、担当者から事業所へ電話連絡します。

3 施設等において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

その他の対応について、令和2年3月6日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」を御確認ください。

4 その他

この取扱いは、当分の間、適用するものとします。